
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 231 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 231 回金融商品専門委員会（2025 年 1 月 16 日開催）において、ステップ 6 に関して、ステップ 4 のオプションの定めに関する検討及び開示の定めを取入れ方に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（ステップ 4 のオプションの定めに関する検討についての意見）

全体的な意見

2. 事務局の分析と提案の方向性に賛成する。

ステップ 4 のオプションを記載する区分の名称についての意見

3. ステップ 4 のオプションを記載する区分名称を「簡素化された予想信用損失の算定方法」とする事務局提案に賛成する。
4. ステップ 4 のオプションを記載する区分名称については、実務等に配慮した簡便法であることが明確となっている名称であれば、特に問題はないと考える。
5. 四半期財務諸表における税金費用の計算において、四半期特有の会計処理から原則的な会計処理に変更した場合は会計方針の変更に該当するが、簡便的な会計処理から原則的な会計処理に変更した場合は、会計方針の変更に該当しないと考えられる。この点を踏まえ、ステップ 4 のオプションから原則的な方法への変更が会計方針の変更に該当しないのであれば、「簡素化された予想信用損失の算定方法」とする事務局提案に賛成する。なお、会計方針の変更に該当する場合には、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用することとなるため、会計方針の変更に該当するか否かは重要な論点と考える。
6. 提案されているオプションの中には会計方針というよりは、見積方法に近いものも含まれていると考えるが、これらのオプションを適用するかはどうかという点はすべて会計方針の選択になるという整理か確認したい。

7. 「簡素化された予想信用損失の算定方法」という名称については、ステップ 4 の適用対象企業を想定していること又は原則に対する簡便法であることがより明確となるような表現の方がよいと考える。この点、企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」第 26 項では、「小規模企業等における簡便的な方法」という表現を用いており、参考になると考えられる。
8. IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）においては、営業債権等の予想信用損失の算出に関して、「単純化したアプローチ」という表現を用いている。この点、事務局提案の名称はあえて IFRS 第 9 号の名称とは異なるものとしたのか確認したい。
9. 「第●項にもかわらず」という表現は、「も」を除いて、「第●項にかかわらず」という表現にすれば、否定的なニュアンスがなくなると考えられる。

オプション B-1 についての意見

10. 正常先、要注意先等の旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称は実務や投資家等とのコミュニケーションにおいて広く浸透していることを踏まえ、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いた上で、債務者区分の定義を会計基準において定める方がよいと考える。
11. 旧金融検査マニュアルが廃止された際の文書の別紙においても、正常先等の債務者区分の名称は示されていること及び貸出条件緩和債権の判定は金融庁の Q&A にも残っていることから、実務は旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を前提に回っており、旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を残した方がよいと考える。
12. 旧金融検査マニュアルにおける債務者区分の名称を用いる場合、正常先における 3 区分は、「正常先 1」、「正常先 2」及び「正常先 3」とすることが考えられる。
13. オプション B-1 で提案されている債務者の区分の名称についての事務局提案に同意する。
14. オプション B-1 はステップ 2 以外の金融機関を対象として想定しているとは考えられるものの、新たに開発する適用指針（以下「新適用指針」という。）の建付けとしては、金融機関以外の業態においても適用することを可能としているのか確認したい。
15. 正常先の内部格付を細かく設定していない金融機関は、定めイメージの X2 項の定義のみで、区分 1-3 に該当する内部格付があるかを判断するのは難しいと考える。この点、結論の背景等において、どのような場合に区分 1-3 に該当する内部格付が存在しないと判断することになるのか説明すると実務での適用に資すると考える。

16. 定めイメージの X5 項の区分 2-1 に分類された債務者に対する債権等について、債権等の発生認識以降におけるデフォルト・リスクの変動に基づき、信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）を反証する点については、新適用指針の文言だけでは反証方法のイメージがつきづらいため、今後補足文書等でこの点を示せるとよいと考える。

オプション B-2 の定めイメージについての意見

17. オプション B-2 の定めイメージについて、同意する。
18. 現状、区分 2-1 及び区分 2-2 に分類される債務者に対する債権等についてのみ、平均残存期間を用いて予想存続期間の見積りを行うことができるとされているものの、区分 1-3 についても平均残存期間を用いて予想存続期間の見積りを行う場合があると考えられるため、適用対象に区分 1-3 を含めた方がよいと考える。
19. 平均残存期間の算定については、第 229 回金融商品専門委員会（2024 年 12 月 2 日開催）において紹介して頂いた米国会計基準における CECL 導入時の事例等の簡便的な算定方法を補足文書等で紹介して頂きたい。

オプション B-3 の定めイメージについての意見

20. 資料(2)第 41 項(1)の最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形の関係（linear relationship）があると予想されるとみなす点については、会計基準としてそのような前提を置いており、財務諸表作成者はこの点を疎明する必要はないことを結論の背景に記載して頂きたい。
21. 「信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する際」という記載は冗長であり、この記載を削除しても差支えは無いと考えられるため、削除することを検討して頂きたい。
22. IFRS 第 9 号第 5.5.18 項には、「信用リスクが発生するリスク又は確率」と記載されているため、定めイメージの「可能性」は「リスク又は確率」という表現の方がよいと考える。

(開示の定め取入れ方に関する検討についての意見)

全体的な意見

23. 事務局の分析及び提案に同意する。

開示目的についての意見

24. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」との整合性を踏まえ、開示目的の定め方に関する事務局提案に同意する。また、信用リスク以外の開示目的については、本プロジェクトの検討対象外であるため、本プロジェクトでは定めないと考える。
25. IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）第 35B 項には、資料(3) 第 17 項の金融商品会計基準への定めを取入れイメージの第 40-2 項で提案している内容が記載されているため、IFRS 第 7 号第 35B 項をそのまま取り入れることも考えられる。
26. 新適用指針への定めを取入れイメージの「企業の事業目的に照らした金融資産の重要性を踏まえ」という点についてどのように検討すべきか、説明が必要と考える。この点、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「時価開示適用指針」という。）の定めを用いてこの定めを取入れイメージを作成したのであれば、時価開示適用指針の結論の背景と同様に説明を記載することが考えられる。
27. 予想信用損失モデルの対象となる金融商品は金融資産に限られないことを踏まえれば、新適用指針への定めを取入れイメージの「金融資産」という用語は、「債権等」に置き換えることが考えられる。
28. 新適用指針への定めを取入れイメージの「信用リスクの著しい変動を財務諸表に適時に反映していることを財務諸表利用者が理解できるようにする」という点は、IFRS 第 7 号にはここまで記載していない。この定めを取入れイメージと SICR とが関連すると考えた場合、実際の開示内容とこの定めとが必ずしも対応しないと考えられる。また、著しい変動という点を強調する結果、開示項目が大幅に削減されることにならないか懸念している。加えて、単純化したアプローチとの兼ね合いで、この定めを取入れイメージがうまく機能しない可能性もあると考える。以上から、この定め of 文言はより一般的な表現とする方がよいと考える。

IFRS 第 7 号第 35B 項の取入れについての意見

29. 資料(3)第 36 項の「貸倒引当金」という用語を「予想信用損失」に置き換える点は、開示についての定めに関しては事務局提案の通りでよいと考える。一方、貸借対照表及び損益計算書における表示については、別途検討が必要と考える。
30. 取入れイメージの(1)の「予想信用損失の分解情報」について、分解情報の定義を記載する必要があると考える。この点、IFRS 第 7 号第 35B 項にある信用リスクの開示内容をそのまま記載してもよいと考える。

31. IFRS 第7号第35B項においては、企業の信用リスク管理実務に関する情報を開示することが求められている。この点、取入れイメージの(2)の「予想信用損失の算定プロセスに関する情報」において、企業の信用リスク管理実務に関する情報も開示することを想定しているならば、信用リスク管理実務に関する情報も開示することを明示した方がよいと考える。

以 上